

幼児教育・保育に係る 利用料が無償化されます！

令和元年
10月1日から



対象者・利用料

保育の必要性のある3歳児から5歳児及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもの利用料が月額37,000円（※）まで無償となります。

※市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは月額42,000円まで無償

- 通園送迎費、給食費、行事費などは、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- 保育所、認定こども園などの認可施設や企業主導型保育事業を利用していない方のみ無償化の対象となります。
- 幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が一定の時間・日数（※）以上提供されていない場合に限り、幼稚園と認可外保育施設等の併用が可能です。
※一定の時間・日数とは、平日開所時間が8時間未満もしくは年間開所日数が200日未満をさします。
- 認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるためには、

保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）が必要です。

- 保育の必要性の要件は裏面のとおり
- 認定の申請方法については、各施設にお問合せください。

対象施設・事業

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業（上重原保育園、逢妻保育園、宝保育園、中央子育て支援センター）
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

※認可をうけていない、いわゆる「幼児教育類似施設」は対象外となります。ただし認可外保育施設の届出があれば「認可外保育施設」に該当します。

※認可外保育施設は、都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。（施行後5年間は猶予期間あり）

【問合せ先】知立市役所子ども課保育係 ☎ 0566-95-0121

【保育の必要性要件】

入 所 事 由 等				挙 証 書 類	留 意 事 項
就 労	居宅外で労働することを常態としている又は居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている	外 勤	1カ月の就労時間が60時間以上	・勤務証明書 ・ローテーション表、勤務割表	・「労働」とは金銭を得ることを目的として行うものである。
		自 営	1カ月の就労時間が60時間以上	・民生児童委員の証明 ・確定申告書等など収入を証明する書類 ・営業許可証・開業届等など自営を証明する書類	
		農 業	1年の就労月数が6か月以上で、40アール以上耕作している場合 (但し、畑は1アール当たり5アールに、ビニールハウス・畜産は10アールに換算する)	・農家基本台帳証明 など農業を行っていることがわかる書類	
		内 職	1カ月の就労時間が60時間以上	・内職先の従事証明書	
出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない	出 産	出産予定日の8週前(多胎妊娠の場合は14週前)の日の属する月から出産後8週後の日の属する月末まで(期限付)	・出産予定証明書又は母子手帳	
疾病等	疾病にかかり若しくは負傷し、又は障害を有している	疾病等	児童の保育ができない程度の疾病又は障害のある者(期限付)	・医師の診断書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	診断書には、「保育が必要」、「家庭で保育できない」といった記載が必要
疾病の看護等	長期にわたり疾病の状態にある、又は障害を有する同居の親族を常時看護している	疾病の看護等	入院患者の看護、障害者の通院・通学、付添、機能訓練看護等(期限付)	・入院証明 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	
災害等	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっている	災害等	自宅及び近隣における災害復旧に従事しているとき(期限付)	・消防署、警察署等の罹災証明書	
求職活動	公共職業安定所等で求職活動を行っている	求職活動	入所日から翌月の末日まで(期限付)	・求職活動申告書 ・ハローワークカード、紹介状の写し等	年度内に1回限り
就学職業訓練	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学している又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練等を受けている	就 学	1カ月の就学時間・訓練時間が60時間以上(期限付)	・在学証明書 ・カリキュラム表、時間割表	
育児休業	育児休業を取得している	育児休業	育児休業等に関する法律に基づく育児休業中の期間(期限付)	・育児休業証明書 ・育児休業に関する通知書等	出生児及び3歳未満児を除く
その他	前各号に掲げるもののほか、それらの場合に照らして明らかにその児童の保育が必要と市長が認めた場合	産 後	「出産」からの継続入所で、出産後6か月以内(期限付)	・出産証明書又は母子手帳	・母親が育児休業中である場合を除く ・「求職活動」への事由の変更は不可
			死亡、離別、行方不明、拘禁処分等により両親のいない家庭	・実態調査による	
			障がいを有する児童を監護している保護者であって、就業が困難な状態にある場合	・医師の診断書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など障がいを有することがわかる書類	・3歳未満児を除く ・障がい児入所審査による ・軽度・中度に限る